

○北海道防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達

北海道防衛局達第24号

改正 平成21年3月31日北海道防衛局達第9号

改正 平成23年3月31日北海道防衛局達第5号

改正 平成24年4月6日北海道防衛局達第8号

改正 平成30年11月29日北海道防衛局達第9号

防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第3条第2項の規定に基づき、北海道防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局の職員の旅行命令等の権限の再委任に関する達

北海道防衛局に勤務する職員に対する旅行命令を行う者は、次の表のとおりとする。

旅行命令権者		旅行命令を受ける者
本局	局長	北海道防衛局本局の職員で、旅行命令を受ける者として次の各欄に掲げる職員以外の者
	総務部長	総務部の職員（部長を除く。）
	企画部長	企画部の職員（部長を除く。）
	調達部長	調達部の職員（部長を除く。）

	管理部長	管理部の職員（部長を除く。）
帯 広 防 衛 支 局	支 局 長	帯広防衛支局の職員
千 歳 防 衛 事 務 所	事務所長	千歳防衛事務所の職員

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北海道防衛局達第9号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日北海道防衛局達第5号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日北海道防衛局達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成30年11月29日北海道防衛局達第9号）

この達は、平成30年12月1日から施行する。